

Q818. 高年法は、継続雇用制度における労働条件について規定を設けていますか？

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年法」という）は、継続雇用制度における労働条件について、何ら規定していません。そのため、継続雇用における労働条件は、使用者と労働者の合意に委ねられていることとなります。就業場所も、定年時のものに拘束されません。

しかしながら、使用者が、継続雇用を希望する労働者に対し、従前の労働条件と比較してあまりに不利な労働条件を提示し、応じない場合には雇用を継続しないという運用は、「高年齢者の安定した雇用の確保の促進」という高年法の目的に反することから、場合によっては、労働者に対して不法行為責任が生じることが考えられます。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成